

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業	46.1

[1] 事業の概要について (注1)

【事業の趣旨】

当法人会は、昭和31年に旧厚狭郡山陽町で任意団体として、名称は当初山陽法人会として発足し、昭和52年11月に近隣の美祢法人会、秋芳法人会、美東町法人会、楠法人会と連合会を結成し、今から概ね20年前の平成2年3月に社団法人厚美法人会として認可を得、連合会より社団法人に組織変更した。

その後の平成18年4月に市町村の合併、厚狭税務署の管轄地域の変更により宇部小野田法人会の小野田支部と当厚狭法人会の前進である厚美法人会が統合され、また名称も厚美法人会より厚狭法人会に変更している。

創立以来今日に至るまで、税制・税務に関する研修会、説明会、講習会、広報活動並びに提言活動を行い、税知識の普及及び納税意識の高揚に努めて、地域企業及び地域社会の健全な発展に資することとしている。

【事業の内容】

1 研修事業

イ. 税務研修会

法人会会員及び一般市民（企業経理担当者等）を対象に、改正税法、消費税、会社取引の実務、交際費課税など税務・税制をテーマとした研修会・講習会を開催する（受講料無料）。

年に2回程度（1回当たり1時間～1.5時間程度）開催し、講師は、厚狭税務署の法人部門担当統括官に依頼する。開催要領は、当会ホームページへ掲載し、定員40人/回程度。約1割が非会員である。

ロ. 女性部会税務研修会

当会女性部会員及び一般市民（企業経理実務担当者等）を対象に、改正税法や交際費課税、正しい会計処理をテーマに研修会を開催する（受講料無料）。年1回程度（1.5時間程度）開催し、講師は、厚狭税務署の法人部門担当統括官に依頼する。開催要領は当会ホームページへ掲載し定員20人程度。約1割が非会員である。

ハ. 研修委員会・税制委員会による税務研修会

法人会会員及び一般市民（企業経営者・経理担当者等）を対象に、税務知識習得のための研修会を開催する（受講料無料）。

年に1回程度（1.5時間程度）開催し、講師は税理士等に依頼する。

開催要領は、当会ホームページへ掲載し、定員は50人程度。約1割が非会員である。

2 租税教育事業

イ. 税に関する絵はがきコンクール

厚狭税務署管内の小学校の5・6学年を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を開催している。山陽小野田・美祢地区租税教育推進協議会（構成員は教育委員会・税務当局・県税事務所・市税務課・税理士会）と協力しながら女性部会を中心に募集案内、応募用紙配布、選考、表彰式を実施。

毎年11月初旬から中旬にかけて作品展・表彰式を実施している。優秀作品30点を掲載したカレンダーを作成し、学校・金融機関・官庁等に配布・掲示依頼をしている。

ロ. 租税教室

厚狭税務署管内の小・中学校を対象に、学校側と協議の上、ビデオやパネル等を教材として使用し、児童に身近な事例を用いて、税が私たちの生活にどのように役立っているかを知ってもらうことを目的に租税教室を実施している。1課程は45分程度で青年部会員等が講師となり実施している。

ハ. 税金クイズ

厚狭税務署管内のまつり会場や新聞・広告等で、一般市民を対象に税金クイズを実施している。主に子供たちを対象とし、税を身近なものに感じてもらう内容で、税の仕組みと税の大切さの理解や納税意識の高揚を図ることを目的としている。参加者は、200～300名程度。(参加費無料)

ニ. ふるさと・税金かるた

厚狭税務署管内の小学生(中・高学年)を対象に、税をわかりやすく普及するため、「ふるさと・税金かるた」を使用した大会やクイズを実施している。旧小野田地区の歴史的伝統文化「百人一首かるた」の普及にも貢献するため、山口県かるた協会等の協力を得ながら青年部会を中心に実施している。(参加費無料)

3 税の広報事業

イ. ホームページ及び会報誌やチラシ、ラジオ等による税情報の発信

当会主催の研修・租税教育事業等の実施要領や案内をはじめ、国税庁ホームページとリンクさせ、タイムリーな税情報をホームページに掲載・発信し広く公表している。さらに、e-TAX・e-LTAXの推進、確定申告情報等については、ラジオやチラシ等の媒体も活用している。

また、会報誌「厚狭法人会」を年1回発行し、厚狭税務署より提供される国税、税制改正、確定申告等、時期に応じた税の情報をはじめ、会の実施する租税教室、絵はがきコンクール等、税の事業活動を含めた身近な情報も積極的に掲載し、公益財団法人全国法人会総連合発行の季刊誌「ほうじん」とともに、研修・イベント会場、金融機関、官庁等に配布している。

4 税制提言に関する事業

イ. 税制及び税務に関する提言事業

今後の望ましい税制のあり方をテーマに、中小企業の活性化に資する税制などの税制改正要望事項について、様々な業種の中小企業経営者を対象にアンケート調査を実施して、税制に関する意見要望として取りまとめ、分析検討するとともに、その結果を一般社団法人山口県法人会連合会及び公益財団法人全国法人会総連合に報告している。

公益財団法人全国法人会総連合は、これら全国からの税制に関する意見要望を取りまとめて、全国80万社の声として「税制改正に関する提言」を決議する。また、当会はそうして作成された税制改正に関する提言書を、毎年11月に国税庁が実施する「税を考える週間」に合わせて地元選出国會議員、地方公共団体首長・地方議会議長等に手交し、地域社会の発展に向けた税制改正に関する提言を行う。

【事業実施のための財源】

上記の事業は基本的に参加費無料で実施している。不足する財源は、受取会費や公益財団法人全国法人会総連合からの助成金で充当している。

補助金名称	公益事業費助成金
補助金交付者	公益財団法人全国法人会総連合
補助金目的	公益事業費全体の財源助成

【事業をまとめた理由】

いずれも税知識の普及及び納税意識の高揚を通じて地域社会の健全な発展に資する事業であることから公1として一つにまとめた。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業	19.6

〔1〕事業の概要について (注1)

【事業の趣旨】

中小企業が社会的責任を果たすに当たり、中小企業単独では実施できない社会貢献活動への取り組みの機会を設けるべく、団体としての組織力を活用するとともに、会員の業種の特性や専門性を活かして、地域社会に貢献活動を行うこととしている。

本事業は会員と地域社会との共生をめざし、地域の実情に即した多様な社会貢献活動を積極的かつ継続的に実施することにより、地域企業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

【事業の内容】

1 経営支援事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象とし、経営管理、経済、政治、歴史、等の幅広いテーマで専門知識を有する講師による市民公開研修会・セミナーを開催。参加費無料。

開催案内は、ホームページ等に掲載。チラシやポスターを作成し、できるだけ多くの企業及び一般市民が聴講できるように周知している。

2 社会貢献事業

中小企業単独では難しい企業の社会的責任を果たすために、法人会の組織力を活用し、将来の地域社会を担う地元の子供達に対する、地域社会貢献活動の一環として、美祿市・山陽小野田市内の小学校に図書を寄贈している。

【事業実施のための財源】

受取会費や上部団体からの助成金を充当

補助金名称	公益事業費助成金
“ 交付者	公益財団法人全国法人会総連合
“ 目的	公益事業費全体の財源助成

【事業をまとめた理由】

いずれの事業も、当会の組織力を活かして地域企業が広く社会貢献活動を行う機会を設けて、地域企業及び地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業であり、公2にまとめた。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	会員の交流および福利厚生等に資する事業	第4条第6号及び第7号
事業の概要		
<p>地域内企業の異業種交流、情報交換の機会を提供する事業の一環として会員間相互の親睦事業を行うほか、福利厚生事業として、生命保険及び損害保険の紹介活動を実施。事業内容は以下の通り。</p> <p>(1) 会報誌発行による法人会の案内、入会案内、総会・部会報告、事業報告、事業計画の広報</p> <p>(2) 会員の健康意識増進のためのセミナー実施</p> <p>(3) 他の単位会との交流会等会員の集い、会員同士の親睦行事・青年部会、女性部会の交流事業等</p> <p>(4) 大型保障制度及びがん保険の紹介活動、新聞媒体を通じたの広報</p> <p>(5) ホームページによる法人会の案内、入会案内、総会・部会報告、事業報告、事業計画の広報</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。